

「教育勅語」、復活させても、忘れてもならないもの

本間正吾（2017年4月執筆）

教育勅語という愚かなものがかつてありました。そんなものを復活させてはいけません。またそんな愚かなものがあつたことを忘れてもなりません。

1. 大家族国家の宣言と差別

教育勅語はこうはじまります。

「朕維フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」。

天皇がみずからの祖先に思いをいたし国家建設の神話を確認する、これが教育勅語のはじまりです。これに臣民の徳行をほめたたえる言葉がつづきます。

「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世ソノ美ヲ濟セル」。

ここまでの数十字で勅語が語りたことはほぼ尽くされます。核心は臣民の忠と孝が並びたつところ。忠と孝、この二つの徳目は儒教においてもっとも重要視されるものでありながら、国家への忠を全うしようとすれば、親を捨てることになり、親への孝を大切にすれば、国家への忠がなおざりになり、と両立が難しい徳目でもありました。ところが中国や朝鮮とちがい、日本では忠孝は矛盾なく並び立つのです。なぜそうなるのか。日本は神々の頂点に立つ皇祖神の直系の子孫であるところの天皇が統治する国です。そしてまた天皇に統治されるころの臣民も神々の子孫なのです。つまり日本という国は、神々の子孫が形成する一大家族国家、万世一系、絶えることなく続く天皇家を宗家とおおぎ、末の家々の家長たちが一族を率いて宗家に従う、そういう国なのです。だからこそ、国家への忠と父母への孝が一致するのです。「大日本は神国なり」という北畠親房の『神皇正統記』冒頭の宣言もこのことを言っていました。幕末の国学者や水戸系の儒学者たちの言説の核心もここにありました（たとえば国学の大国隆正、水戸の会沢正志斎など）。忠と孝が一致するという点において、日本は万邦無比なのです。この忠孝一致の大家族国家の確認、それが教育勅語の出発点であり帰結点です。勅語は次のように結ばれていきます。

「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン其ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ惰ラス朕爾臣民と俱ニ拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトウヲ庶幾フ」

天皇と臣民の関係は先祖代々続いてきたものであり、天皇に忠誠を尽くすことが「祖先ノ遺風ヲ顕彰」することなのです。忠孝一致を再確認します。そして「朕爾臣民と俱ニ拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトウヲ庶幾フ」と、家族国家の長としての天皇がいただく家族への思いを告げて、勅語はおわります。

さて差別です。この一大家族という国家観から二重の差別が始まります。第一の差別は、大家族を形成する大和民族とその外の世界との間に生まれます。とくに近くにいる朝鮮人と中国人に対する差別です。朝鮮人も中国人も大和民族とまったく違うから差別されるのではありません。たとえば朝鮮の併合を正統化しようとする、次のような無茶な言い方がありました。「日本と朝鮮は、神代は一家だったのであり、本家末家と別れ無用の争いをしてきたものがひとつの家になった（徳富蘇峰）」。屁理屈にもならない理屈です。また中国についてはよく「同文同種」という言い方がされました。文字をはじめとする様々な文物が中国から伝えられたわけですから、日本と中国の文化に共通性があるのは当たり前です。しかし、この歴史的事実は捻じ曲げられます。中国と日本は「同文同種」である、ただし優れているのは大和民族である、だから中国人は天皇が率いる大和民族にしたがわなければならない、と言うのです。歴史を無視した言いがかりでしかありません。天皇を中心に円が描かれ、大和民族が中心に据えられ、その周りにアジアの諸民族が位置付けられていくのです。

おそらく、教育勅語を評価する立場の人々からは、こんな差別の意識などない、むしろ差別を否定する「一視同仁」が説かれた、という反駁があるでしょう。ところがこの「一視同仁」にこそ差別を生み出す土壌があるのです。たとえば、皇太子時代の昭和天皇が台湾を訪れたとき、現地では様々な行事とそれへの動員、訓練が行われ、「一視同仁」の演出がおこなわれました（『国体論はなぜ生まれ

たか』米原謙)。その中で「内地人」と「本島人」を分ける言い方がされるのです。たとえば「総じて今回の奉迎には本島人も内地人に劣らず」、と感激されるのです(牧野宮内大臣)。「本島人」には「内地人」と同じように振る舞うこと、「内地人」に「劣ら」ないことが求められます。それができたとき、褒められ、感動されます。逆に、できなかったときは、嘆かれ、侮蔑されるのです。「一視同仁」こそ、じつは差別を生み出す土壌なのです。

この内と外の差別に大家族国家の内側での差別が重なります。天皇との親疎から生まれる、大和民族の中にできあがる差別です。天皇が光り輝けば輝くほど、その近くにいるものは輝きます。華族、高級官僚、高級軍人たちです。天皇の下される恩恵がありがたければありがたいほど、その恩恵に浴する者、社会的地位の高い者、名士たちは高貴に輝きます。その反対に、光が及ばないところにいる者、恩恵に浴する資格がないとされる者、彼らは卑しい者として暗い世界に沈みます。輝きの中心にいる天皇との距離、親疎による差別がつけられます。その最末端は大家族の外に放り出され、外地に棄てられます。棄てられることによってはじめて、彼らは国家にとって意味ある存在になります。大家族国家とはこんなものなのです。宗家を守るために枝葉は棄てられる、そんなしくみが大家族国家の現実の姿なのです。

さて台湾の隣に沖縄があります。ご承知の通り沖縄は近代以前に天皇の支配の下にはいったことはありませんでした。そして沖縄の人々自身は、みずからを「ウチナンチュ」として「ヤマトンチュ」と違ったものと意識していました。これは難しい立場になります。大和民族から分かちがたい部分と勝手に決められながら(琉球処分)、大和民族と完全に認められることにもならない、それが沖縄の位置です。けっきょくのところで、沖縄は本土から差別され、本土の犠牲になり、棄てられることによってはじめて、意味ある存在になりました。沖縄において大家族国家はその正体をあらわします。

2. 教育勅語の構造

ここで教育勅語の構造を確認してみます。天皇家を宗家とする大家族国家という全体的な枠組は記紀神話をもとに語られます。ただし記紀神話に描かれている神々の物語も、神武天皇に始まる天皇家の物語も、およそ道徳的とは言い難いものです。愛憎が交差するむき出しの欲望の物語、場合によってはエロティックな物語、あるいは暴力的な物語です。せいぜい道徳的といえるのは、民の寵の煙を気にした仁徳天皇の話ぐらいでしょうか。ところがその仁徳天皇も嫉妬深い皇后の目をかすめては女性に言い寄る好色な人物としても描かれています。記紀神話から道徳を説くことなどとうてい不可能です。だから、道徳を語ろうとするならば、漢学の知識を借りざるを得ないのです。記紀神話を大枠として、そこに漢学の初歩的教養をはめ込んだもの、それが教育勅語のおおざっぱなかたちだと言えます。全体を分けるとこうなります。

- ① 「家族国家の宣言」…朕維フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世ソノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス
- ② 「家族・郷里の維持、発展」…爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ
- ③ 「近代的「臣民」の創出」…学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇国ヲ扶翼スヘシ
- ④ 「家族国家の確認」…是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン其ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ情ヲ盡ス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトウヲ庶幾フ

①と④が家族国家の物語を語る部分です。これが大枠を構成します。その間に徳目がはめ込まれるわけです。その部分はさらに②と③の二つに分かれます。②が伝統的な儒教的徳目です。これが家族国家の基礎部分になります。そして③が近代的「臣民」の道を説く部分です。ここが一番重要なところになるのかもしれませんが。近代国家に必要な人材の育成に関わる部分がここなのです。そしてその結末が、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」になるわけです。

3. 家族と郷土の維持、発展

教育勅語を評価する人たちはこう言います。たしかに教育勅語がはたした歴史的役割には問題もあったかもしれない、しかし勅語に掲げられている徳目は、今でも十分に通用する普遍的なものではないか、と。その徳目はこういう風に説き始められます。

「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ」

たしかにこうした徳目はあってもよいもの、いつの時代でもだいじにすべきものに見えるかもしれませんが。江戸時代の寺子屋などでも、同じような文言を子どもたちは唱和していたでしょう。出所は主として「孝経」でしょうか、漢学の初歩的教養といっているのです。

最初は父母への孝です。親孝行を薦めるのは当たり前であり、そこに疑義を差し挟むのはけしからんと言われるかもしれません。でも「孝行」という言葉を辞書で引いてみてください。『広辞苑』では「親によく仕えること」と出てきます。「仕えること」とは「目上の人我们身边にいて用を足すこと」という意味です。つまりは父母への孝とは、親に奉仕すること、親の意をくみ、その意に従って行動することになります。たとえば「二十四孝」という親孝行を勧める説話があります。ただの説話というかもしれませんが、親孝行の理想を語ったものであることはたしかです。その中には、冬にタケノコが食べたいと言う母のため、雪山に入る若者の話があります。孟宗竹の語源です。貧しくて蚊帳がないために、裸で寝て自分に蚊を集め親が刺されないようにした男の話があります。あるいは、母が少ない食べ物を孫に与えてしまうのを嘆き、我が子を埋める穴を掘る夫婦の話もあります。どれもこれも無茶苦茶です。現実の親はこんなことを願いはしないでしょう。親は子どもが精一杯自分の人生を生きていくことを望み、たまに親への気遣いを見せてくれればいいぐらいに思っているはずです。父母への孝という徳目は、およそ現実の親子の思いからはかけ離れたものです。では、なぜそんな現実離れた徳目が大手を振ってまかり通るのか。それは家を基礎として、社会秩序を確固たるものにしようとするからです。ましてや一大家族国家である日本です。家族国家を構成する枝葉の家族に人を従属させるために、「父母ニ孝ニ」が最初に挙げられるのは当然です。「父母ニ孝ニ」は「お父さんお母さんを大切にしてください」などという生やさしいことを言っているのではないのです。

徳目は続きます。「兄弟ニ友ニ」。兄弟助け合うのは良いことです。でも漢和辞典で見ると、「友」という文字は手を合わせて助け合うことを意味します。ただ兄弟仲良く遊んで、というようなものではありません。兄弟手を携えて、家を栄えさせるという意味です。そして個々の家の繁栄が、大いなる家族、「公（おおやけ）」を栄えさせることになるのです。続く「夫婦相和シ」もまた夫婦で仲良く楽しく暮らしましょう、などとのおんきなことを言っているわけではありません。あくまでも必要なことは家を栄えさせ、宗家に尽くすことです。そしてこの言葉はもともと家父長制のもとで生まれた言葉です。「相和」する努力がだれに何を求めようとしているのか、想像がつくでしょう。ここまでは家の中にかかわる徳目であり、家族を維持し、栄えさせるための徳目です。

そして「朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ」と続きます。これまたもつともです。たしかに友だち同士の信頼関係は大事かもしれません。しかしここで言う「朋友」は、悩みを打ち明けたり、笑い合ったり、遊んだりするような友だちを指しているわけではありません。ここの「朋友」という言葉からは、目的を共にする者、何かを目指す同志のような存在、あるいは塹壕の中で助け合う兵士たち、そんな姿が浮かび上がってきます。次に続く「恭儉己ヲ持シ」でやっと自己に関わる言葉が出てきます。ともかくわがままを言わずに我慢しなさいと言うところでしょう。「己」はひたすら抑えるべきものなのです。そして「博愛衆ニ及ホシ」となります。ただし「博愛」はヨーロッパ的な普遍性を追求したものとはちがいます。「博愛」という言葉は儒教の経典「孝経」の中で使われています。その場合は親子の愛をその外に及ぼすという、家族愛を外に広げる意味でつかわれています（「孝経」三才章）。あくまでも父母への孝が前提で、そのお裾分けを周りに及ぼす、といったところです。勅語の「博愛」はこの意味です。親への孝を中心に家を秩序づけ、家の延長として郷里を秩序づけていくのです。こうして家族と郷土の道徳は完結します。

これが現代でも通用する徳目だと言うのでしょうか。とうてい現代における現実の人間の生き方としては通用するものでないことは論ずるでもないでしょう。ただし、現代において通用しないと言うだけではなく、こうした徳目は昔から現実の生活の中では意味を持たないものだったのです。村の中

でも、町の中でも、人間はこんな徳目とは関係なく、素直に関わりを持ち、助け合って生きてきました。もっともらしい徳目は、君子と称するものたちの権威付けのための創作、フィクションにすぎないのです。こんな徳目はいつの時代であっても、人間の生き方として通用するものではありません。

4. 近代的「臣民」の創出

教育勅語で説く徳目のここまでの部分は、家族と地域社会の維持をめざしています。しかし時代は19世紀、これでは済みません。近代的な「臣民」の創出が必要になってきます。それが勅語の続く部分です。

「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」

学問に励み、技術を身につけ、能力を開発し、産業の発展に尽くせ、と言うのです。これまたもっともにも見えるかもしれませんが、ここには国家のために役立つ人材のすがたしか見えません。ここで説かれていることは、「殖産興業」「富国強兵」を支える人材たれ、ということだけです。

明治のはじめに「学事奨励に関する仰せ出され書」というものが出されました。そこでは、「學問ハ身ヲ立ルノ財本」と言われ、学問は自分の身を立てるために必要なのだ、とくりかえし説かれています。一見、教育勅語と「仰せ出され書」では教育の目的が違っているように見えるかもしれませんが。しかし実はそうでもないのです。初等教育を義務とする学制令に対し、各地で抗議行動が起こりました。ところによっては小学校が焼き討ちにあたりました。民衆は学制令を誤解したから怒ったのではありません。それまで各地に自生的に存在した教育機関を取り上げ、画一的な国家有為の人材を鍛え上げるための学校を造ろうとしたのです。しかもその費用を、子どもをかかえる家族に押しつけ、授業料を徴収したのです。学制令を的確に理解したから民衆は怒ったのです。「仰せ出され書」とは言い訳の書だったのです。国家の発展に必要な人材を作り出すための教育という目的は、明治のはじめから終始一貫していました。ついでに言えば、現在でもその姿勢は変わってはいないと言えるかもしれません。ひたすら国家有為の人材を送り出すこと、国家にとっての教育の目的は今も昔も変わっていないと言えます。もしかしたら、勅語のこの部分だけは現代でも通用するのかもしれませんが。だがそれは、あくまでも皮肉な言い方をすれば、と言うにことです。

教育には能力開発とは別の重要な目的があります。規範を身につけ、遵法精神を養うことです。教育勅語の次の部分はそれに関するものであり、勅語の行き着くところと言えるものです。

「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇国ヲ扶翼スヘシ」

統治のしぐみに異を唱えることなく、従順に法に従うこと、それが「臣民」の道だということです。自由民権運動を念頭に置いたのでしょうか。そして「臣民」の生き方の究極は、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇国ヲ扶翼スヘシ」、ここにあるのです。いまさら説明することもないでしょう。国家の一大事には自らの生命を棄てることもいとわない、これが「臣民」の究極のあり方です。この「臣民」のあり方は、アジア太平洋戦争において遺憾なく発揮されました。そして敗戦とともに、この教育勅語の思想は破綻し否定されたのです。

5. 蘇らせても、忘れてもいけないもの

こんな教育勅語を現代に蘇らせようとする動きがあります。たとえば自民党2012年改憲案はあきらかに教育勅語の復活をねらうものだと言っていいでしょう。その前文はこうはじまります。「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」。やや抑えた言い方ですが、教育勅語の土台にある思想、天皇を頂点とする大家族国家という思想の復活です。

家族国家という神話は虚構であり、それを事実であるかのように持ち出すことは歴史への冒瀆です。好きな話を語ってもいいじゃないか、とはいきません。述べて来たように、この虚構を土台に組み立てられた国家観が差別の淵源だったのです。そしてこの虚構の物語を未だに引きずっていることが、アジア諸民族との軋轢、摩擦の原因になっているのです。

並べられた徳目の一部を取り上げて、今でも通用するではないか、と言う人もいます。しかしそうはいきません。かつても現実離れした徳目でした。ましてや現在の憲法の目指すところ、個人の価値を尊重し公共の福祉の実現をもとめる思想と相容れるものではありません。憲法に反しない範囲で教育勅語を利用することなど、とうていあり得ないのです。部分的であろうとも、教育勅語は復活させ

てよいものではありません。同時に、こういう愚かな文書をありがたく押し頂いていた時代があった、
という事実を忘れてもいけません。